

平成 31 年 4 月 1 日

## 平成31年度予算執行方針

副 市 長

平成 31 年度地方財政計画においては、高齢化に伴う社会保障費の伸びや防災・減災、国土強靱化の緊急対策などの財政需要の拡大を見込む一方、地方交付税を含む地方一般財源総額は、例年に無い幅での増額が図られたところである。

本市の平成 31 年度一般会計当初予算は、第五次長野市総合計画が目指す、幸せ実感都市『ながの』の実現に向け、人口減少・少子高齢化の加速、増大する社会保障関係経費への対応など重要困難な課題に対し、予め備え、対策を図る“YOBOU(予防・呼ぼう)”をテーマとし、健康寿命延伸や子育て支援等の各種施策を積極的に展開すべく、前年度予算を 5.5 億円上回る 1,505 億円を計上した。

なお、財源については、景気回復に伴う市税の増収を見込みつつ、国・県支出金や有利な市債を活用して一般財源の圧縮を図ったものの、財源の不足を補うため、財政調整等基金から 26.5 億円の繰入れを行うこととした。

現下の本市財政は、長期的には人口減少に伴う経済規模の縮小等により税収の減少が見込まれる一方、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費用などの義務的・経常的経費が増加するなど財政の硬直化が進んでいるほか、貯えである各種基金が目減り傾向にあり、依然として厳しい状況にある。

これらを踏まえ、予算執行に当たっては、予算編成において設定した目標・成果の着実な達成に努めるとともに、人口増推進や公共施設マネジメント、AI等の活用など分野横断的課題に対しては、部局連携して取り組むこととする。

さらに、将来の世代に負担を先送りしないよう、職員一人ひとりが健全財政を意識し、改めて事業の必要性・緊急性について精査し、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット化を念頭に、「最少の経費で最大の効果」を上げられるよう、下記の点に留意し、計画的、効率的及び効果的な予算執行に、鋭意努めることとする。

### 記

#### 1 基本方針

- (1) 改善すべき点を先送りする「前例踏襲主義」から脱却するとともに、「使いきり型予算」の概念を払拭し、財源は、市民の貴重な税であることを再認識し、常にコスト意識を持って、有効活用に努めること。
- (2) 施策や事業の推進に当たっては、地域住民や関係団体等によく周知し、理解と協力を得るべく、説明責任を十分に果たすこと。
- (3) 所管施設にあっては、公共施設マネジメントの基本方針や建築物の中長期保全計画等を踏まえ、関連施設の統廃合を含めた再配置の取組や計画的な予防保全の推進を念頭に予算執行を行うこと。

- (4) 公共施設等の更新・改修等に当たっては、「公共施設整備事前協議制度」の趣旨を踏まえ、公共施設マネジメント推進課と協議を行うこと。  
また、「PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」に基づく検討のほか、サウンディング型市場調査など、民間活力や技術的ノウハウの活用を積極的に図ること。  
なお、PFI 手法導入に当たっては、事前準備に期間を要するので早期に検討を進めること。
- (5) 特別会計及び企業会計においては、独立採算制の原則に則り、一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、経営的視点を持って、円滑な執行に努めること。
- (6) 地方行財政に関わる国及び県の制度創設、統廃合、基準の見直しなどの動向については、常に細心の注意を払い、正確な情報把握と適時適切な対応に努めること。また、地方の実情に即した設計・制度運用となるよう積極的に意見具申すること。
- (7) 年度途中の新たな財政需要については、次年度以降の需要を含めて内容を十分に精査及び検討の上、真に必要なものに厳選すること。
- (8) 歳入・歳出ともに、将来にわたって人事及び財政上影響が見込まれる事象が発生した際には、企画段階等早期に、総務、財政部門等関係部局と協議すること。

## 2 歳入

- (1) 市税や使用料・手数料、財産収入、諸収入などの自主財源については、その客体を的確に把握し、収納率の向上に努めるとともに、全庁的な取組によって、滞納額を抑制し、公平・公正な収入の確保を図ること。  
なお、産業振興や移住定住促進などのYOBOU事業が、確実に本市の税収増に結び付いていくことを意識し、各種施策に取り組むこと。
- (2) 有料広告、ネーミングライツの導入や未利用地の売却・貸付など、各部局において所管する市有財産を可能な限り活用し、積極的な財源の確保に努めること。
- (3) 使用料・手数料等については、利用する人としらない人との税負担の公平性を確保するため、法令、又は「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に沿って、適切に設定し、原則として3年ごとに見直しを実施すること。
- (4) 極めて厳しい財政状況下にあっては、財源の確保は必須であり、国、県、公的団体等による各種支援制度を積極的に活用すること。  
特に、地方創生関連の交付金や公共施設等適正管理推進事業債、また、防災・減災、国土強靱化に伴う緊急対策など、国が政策的に拡充している予算については、速く広く情報収集を行い、エアコンやトイレといった小中学校の環境整備

など、本市の施策・事業にいかせる財源は、必ず確保すること。さらに、国の政策や制度に対し、受け身ではなく、要望活動など積極的な働きかけを行い、必要な支援を求めていくこと。

- (5) 市債の借入れに当たっては、交付税措置のある市債の有効活用等を図ること。  
なお、交付税措置のない(単なる資金手当のための)起債は、世代間の負担の公平を調整することが適当な事業を除き、原則発行しないこととするので留意すること。

### 3 歳 出

- (1) 配分した予算は、要求・容認された事業計画に対し配分したものであることから、設計・入札差金等は、原則として、その執行を認めないこと。
- (2) 地域経済活性化のためにも公共事業の早期発注に努めるとともに、竣工後を含めたコスト縮減に留意し、効率的・効果的な執行を図ること。  
また、平成 30 年度補正予算へ前倒した小・中学校等へのエアコン整備や道路防災事業など、早期完了に努めること。
- (3) 工事請負契約、委託契約等については、発注前に契約方法や内容を十分に精査し、発注後において安易に契約の変更を行うことがないように努めること。  
また、適正な設計図書を作成を徹底し、積算誤りによる入札中止・延期とならないように努めること。  
なお、平成 31 年 3 月から改定されている設計労務単価については、特例措置などの取扱い及び下請事業者等への反映状況に留意すること。
- (4) 国及び県の補助金など、特定財源を伴う歳出については、交付決定等収入の見通しがついてから執行すること。予定していた特定財源が確保できない場合は、原則として、一般財源に振り替えての執行は認めないこと。
- (5) 事業の企画、設計等に当たっては、必要性、緊急性などを十分に精査するとともに、特に、将来に過大な財政負担が生じることのないように配慮すること。  
また、民間活力の更なる導入や国、県又は他の市町村との連携等に積極的に取り組むこと。
- (6) 各種計画策定の事務事業については、職員の能力の活用やスキルアップの観点から、業務委託によることなく、職員自らが策定作業を行うこと。  
なお、既に本年度予算で措置された事業においても同様の観点から見直すこと。
- (7) 時間外勤務については、従来、その縮減に努められているが、効率的な事務の執行に心掛け、前年度実績を下回るよう努めること。

#### 4 その他

- (1) 事業の進捗については、経済効果を早期に発揮すべく的確な進行管理を行い、翌年度への予算繰越を生じさせないように留意すること。  
やむを得ず繰り越す場合は、できる限り事業費や期間の圧縮を図り、前年度からの繰越事業は、早期に完了させること。
- (2) 指定管理者制度導入施設については、必要な指導・監督を確実に行うとともに、適切なモニタリングを実施すること。  
指定管理者との連携・協働に基づく施設運営により、市民サービス向上や管理運営コストの縮減等、最大限の効果が得られるように努めること。
- (3) 予算の執行に当たっては、法令、財務規則、契約規則、補助金等交付規則等を遵守するとともに、監査の意見、指摘事項等を適切に反映したものとすること。
- (4) 平成31年10月に予定されている消費税率引上げを見据え、既に、市有施設の使用料等の条例改正及び平成31年度予算への計上を行っているが、市民周知など適切な対応を進めるとともに、引き続き国の動向を注視しつつ、予算の執行に当たること。
- (5) 人口減少・少子高齢化社会にあっても生産性を向上するために、国が重点的に進めているAI、IoT、ロボットなどによる「Society5.0(超スマート社会)」の実現に向け、本市においても、AI・RPA等の最新技術を導入していく必要がある。  
各部局の業務においても、積極的な活用を検討すること。
- (6) これまで特定目的基金を財源として実施している事業について、基金の枯渇をもって、安易に一般財源に振り替えての事業継続は認められない。  
よって、代替財源の確保策などについて、次年度予算の概算要求前までに財政課と協議すること。